

建設業者のみなさまへ

福山市上下水道事業管理者
(経営管理部管財契約課)
(経営管理部お客さまサービス課)

「取付管理設工事」の単価契約について(お知らせ)

日頃より、本市の上下水道事業に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、2025年度(令和7年度)の取付管理設工事(単価契約)請負を希望する方は、次のとおり書類を提出してください。

1 提出書類等

(1) 福山市上下水道局発注「取付管理設工事(単価契約)」請負申出書

(2) 技術職員名簿 (直近の経営事項審査に係る技術職員名簿の写し。)

なお、内容変更がある場合は、朱書きで加除訂正して提出してください。技術職員名簿に朱書きで追加した技術職員については、当該資格を証する書面及び雇用関係が確認できる書面(健康保険被保険者証等)の写しを添付してください。

技術職員名簿で土木一式工事又は管工事に必要な資格を有する技術者を確認できない場合は、必要な資格を証する書面及び雇用関係が確認できる書面(健康保険被保険者証等)の写しを添付してください。

(3) 収入印紙(200円)及び代表者の印鑑

※ 請負申出書については、福山市ホームページからダウンロードしていただくか、お客さまサービス課(本館1階)又は管財契約課(本館2階)で配布します。

2 契約手続

単価契約は、2025年(令和7年)4月1日以降「公共下水道取付管設置依頼書」により、福山市上下水道局の経営管理部お客さまサービス課から施工を依頼された工事の着手日までに、1に記載する「提出書類等」を管財契約課に提出していただき、契約手続を行うこととなります。

なお、国庫補助の対象となる取付管理設工事については、従来どおり個別の契約手続を行うこととなります。

3 契約場所

福山市上下水道局経営管理部管財契約課(本館2階)

【問い合わせ先】

福山市上下水道局

管財契約課

お客さまサービス課

電話 (084)928-1503

電話 (084)928-1532